

個人7

受 令和 7 年 2 月 19 日
付 午前・午後 9 時 03 分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和 7 年 2 月 19 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 丸山幸子

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項

防災・減災対策をより進めるために

No. 1 - 1

政府は昨年12月13日、能登半島地震を踏まえ、避難所の取組指針・ガイドラインを改定しました。また、2月14日には、被災者支援の充実などを柱とする災害対策基本法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、公明党の強力な推進により、災害法制に「福祉」の視点が明記されました。

災害時、被災者が尊厳ある生活を営めるようにするために検討すべきことや、災害の起こる前に取り組むことができることなどについて、以下伺います。

(1) 「スフィア基準」の運営方針を受けて

政府が発表した避難所の取組指針・ガイドラインの改定では、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」が取り入れられました。能登半島地震の被災地でトイレが使えず、避難所で雑魚寝を強いられる事態が発生したことを受け、国際基準を採用し、環境改善を図ることとされました。

今後、地方自治体に周知し、避難所の環境改善や備蓄強化を促すこととされていますが、本市の対応について伺います。

(2) 災害時に福祉的な支援を提供するために

災害関連死を招く大きな要因の一つに、地域の福祉機能の低下が挙げられます。被災地では、福祉サービスの継続や早期再開が難しく、高齢者や障がい者などの「要配慮者」が適切なケアを受けられずに体調を悪化させます。せっかく助けられた命を守るためにも、災害時に福祉的な支援を迅速に提供できることが重要であります。

ア 福祉避難所について

本市のホームページには、福祉避難所について「寝たきりの高齢者、要介護、障がい等をお持ちの方などのための避難所です。」と記載されております。福祉避難所の開設、運営について伺います。

質 問 事 項 No. <u>1 - 2</u>	防災・減災対策をより進めるために
	イ 在宅避難者への支援の仕組みづくりを 能登半島地震では、社会福祉士や介護福祉士、保育士などの専門家で構成され、避難所での生活を福祉の面で支援する「災害派遣福祉チーム（通称DWA T）」が各地の避難所や福祉避難所に派遣され、避難所の環境改善や被災者の相談支援、日常生活支援などに当たりました。課題となったのは、在宅や車中泊で避難生活を送る人への支援とこのことです。在宅の要配慮者を支援する仕組みについて伺います。 （３）災害時支援物資輸送について 本年、能登半島地震の被災地支援での教訓を基に、消防本部敷地内に大型防災倉庫が新設される予定となっています。改めて、災害時の支援物資輸送経路について伺います。 （４）マイ・タイムラインの普及促進を マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。 本市が発行している尾張旭市防災ガイドブックの最後のページに「マイ・タイムラインを作成しよう」といったページがあります。しかし、作りましようだけではなかなか進まないのが実情です。東京都では、「東京防災」、女性視点の「東京くらし防災」に併せて、「東京マイ・タイムライン」が全戸配布されています。 また、ホームページ上でも手書きで作るマイ・タイムラインシートが、一般用、中高校生用、小学生用で掲載されています。本市ホームページでは、国土交通省のホームページがリンクされていますが、どのくらい活用されているのでしょうか。 また、静岡県富士市の防災アプリには、マイ・タイムラインの作成機能があります。自宅の住所を登録すると周辺の土砂災害や津波、地震、洪水などの災害リスクが表示され、それを基に逃げる場所や避難のタイミングなど計画を検討することができるものです。 本市における、更なるマイ・タイムラインの周知方法と啓発についての考えを伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。

※ 申し合わせ事項に留意する。